

神保原駅北まちづくり協議会の会議の公開に関する要綱

令和3年11月11日告示第173号

(目的)

第1条 この告示は、神保原駅北まちづくり協議会設置要綱第6条第5項の規定に基づき、神保原駅北まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の会議を公開することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議公開の原則)

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、原則として公開するものとする。ただし、会議において取扱う情報が、上里町情報公開条例（平成13年上里町条例第12号）第7条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）に該当するとき、又はそのおそれがあるときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができるものとする。

(会議の公開又は非公開の決定)

第3条 会議の公開又は非公開の決定は、前条の規定により、会長が行うものとする。

2 会長は、会議の全部又は一部の非公開を決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の事前公表)

第4条 会議を公開で開催することを予定するときは、次に掲げる事項を会議開催7日前までに公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員
- (6) 傍聴の手続
- (7) 問合せ先

2 前項の規定による公表は、上里町ホームページに掲示する等の方法により行うものとする。

(会議の公開の方法)

第5条 会議の公開は、会長が会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

(傍聴者の範囲)

第6条 何人も会議を傍聴することができる。

(傍聴者の定員)

第7条 傍聴者の定員は、上限を設けないものとする。ただし、会場等の制約により会長がこれにより難いと認めるときは、この限りではない。

(会議の傍聴)

第8条 会長は、傍聴を認めるに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、次条に規定する傍聴者の遵守事項を定め、会議開催中における会場の秩序の維持に努めるものとする。

2 傍聴者は、会長の指示に従うとともに、次条に規定する傍聴者の遵守事項を守り、静粛に傍聴しなければならない。

3 会議を公開する場合は、傍聴者が当該会議に付する会議資料（非公開情報を除く。）を閲覧できるよう努めなければならない。

(傍聴者の遵守事項)

第9条 傍聴者は、会議を傍聴するに当たって次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

(3) 会場において、飲食又は喫煙しないこと。

(4) 会場において写真撮影、録画及び録音は、行わないこと。

(5) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用しないこと。

(6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第10条 傍聴者がこの要綱の規定に反していると認められる場合は、会長は、これを制止し、従わない場合は、当該傍聴者を退場させることができる。

2 第2条ただし書の規定により会議を非公開としたときは、会長は、傍聴者を退場させるものとする。

(報道関係者の取扱い)

第11条 報道関係者は、公開の会議を傍聴することができる。この場合において、第8条から第10条までの規定は、報道関係者が会議を傍聴する場合にこれを準用する。ただし、第9条第1項第4号の規定については、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(会議録の公開)

第12条 会長は、神保原駅北まちづくり協議会設置要綱第8条第1項の規定により作成した会議録のうち、公開された会議の会議録については、上里町ホームページに掲示する等の方法により公開するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月17日告示第214号）

この告示は、公布の日から施行する。